

平成30年 2月23日

会 員 殿

(一社) 東京都トラック協会城東支部
副 支 部 長 浅 野 利 幸
労務厚生委員長 西 野 毅

平成30年度（春）定期健康診断の 実施について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当協会における健康相談事業(定期健康診断)につきましては、30年度も引続き春・秋に分けて継続実施致します。

つきましては、会員事業所におかれましては、この機会を活用し、労働安全衛生規則に定められております従業員の疾病予防となる健康管理に進んで受診されますようご配慮方、宜しくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 診断日程及び会場 別紙通りです。
2. 検 診 機 関 協会が契約する指定検診機関：医療法人社団 同友会
3. 診断科目・受診料（消費税込）
 - (1) A検診(A項目)・定期健康診断 : 1人 2,500円
 - (2) B検診(A・B・E項目)・定期健康診断 : 1人 6,900円
 - (3) オプション検査(希望者のみ) : 別紙をご参照下さい。

(注1) 上記(1)～(3)の受診料金のお支払については、検診機関より
検診結果が送付された後に、支部よりご請求致します。

(注2) 30年度も引続き、東ト協本部より受診料の一部補助を行う予定で準備中ですので、詳細が決定次第ご連絡申し上げます。

(注3) 上記検診項目の受診に係る基準につきまして、厚生労働省より法令に基づき別添内容の通達が発せられておりますので、充分にご留意下さい。

4. 申 込 方 法

(1) 所定の申込書に記載の上、お申込下さい。

※ A検診受診者用（白色）とB検診受診者用（黄色）の別になって
いますので、それぞれに受診者名、受診希望日等をご記入下さい。

※ オプション検査(希望者のみ)はA検診・B検診のどちらの受診者も
受診可能ですので、ご希望の方は申込書の氏名の前に、ご希望の検
査名（記号）をご記入下さい。

(2) 受診者が多数の場合は、出来るだけ各日程均等に割振りして下さい。

(3) 申 込 期 限 平成30年 3月23日（金）

* 申込受診者名簿により、検診機関において受診票（カルテ）を準備作成し、
当日検診会場（受付）にてお渡し致します。

* 申込み期限以降に申込みをされた場合は、受診票の事前作成が間に合いません
ので、当日会場でご本人に記入（作成）して頂きます。

5. 診断結果につきましては、検診機関より、直接会員事業所に「健康診断
結果のお知らせ」を郵送いたします。

◎ B検診受診者の方につきましては、メタボリックシンドロームに関する検診項
目を実施致します。（費用の追加はございません）

◎ 各会場とも駐車場がございませんので、他の交通機関をご利用下さい。

◎ 今年度も引き続き、協和クリニックと協定し、上記日程に受診出来ない方等の
対応を別紙内容にて実施させていただきますので、ご活用下さい。

◎ ご不明の点がございましたら支部事務局までお問合せ下さい。

また、城東支部ホームページにも案内を掲載致します。

電 話 03-3699-7083

F A X 03-3699-7098

メール totokyo-iyoto@festa.ocn.ne.jp

平成30年度（春）健康診断日程表

実 施 日	診断種類及び時間	会 場
平成30年 4月19日(木)	A検診定期健康診断 B検診定期健康診断 オプション検診（希望者のみ） (午後5時00分～午後8時00分)	江東区総合区民センター 2階 レクホール 江東区大島4-5-1 TEL 3637-2261
4月26日(木)	同 上	同 上

(注) ①上記、会場へのお問合せ等は、実施日の時間内以外にご迷惑をお掛け致しますので、固くお断り申し上げます。

② 駐車場はございませんので、他の交通機関をご利用下さい。

診断内容（※）及び料金：全日程共通

<p>A検診(A項目)定期健康診断 (I) 34歳までの方 (II) 36歳～39歳までの方 1人当り2,500円(税込)</p>	<p>B検診(A・B・E項目)定期健康診断 (I) 35歳の方 (II) 40歳以上の方 1人当り6,900円(税込)</p>
<p>①既往歴及び業務歴の検査 ②自覚症状及び他覚症状の有無の検査 ③身長、体重、視力、聴力の検査 ④胸部X線検査 ⑤血圧の測定 ⑥尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）</p>	<p>①既往歴及び業務歴の調査 ②自覚症状及び他覚症状の有無の検査 ③身長、体重、視力、聴力の検査 ④胸部X線検査 ⑤血圧の測定 ⑥尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）</p>
<p>上記の診断項目は、受診者全員に共通する診断項目です。</p>	
	<p>⑦B項目＝血液検査（9種類） ⑧E項目＝心電図検査、腹囲検査</p>
<p>・オプション検診（希望者のみ：A検診・B検診どちらの受診者も受診可能） ※ご希望の方は、ご希望の検査の記号を申込書に記入して下さい。 (ア) 眼底検査：眼底の血管を撮影し、視神経や網膜、網膜血管を評価 1人当り1,600円(税込) (イ) 胃・十二指腸検査：胃癌のリスク健診としてペプシノーゲン・ピロリ菌の検査を<u>血液検査</u>で確認 1人当り4,500円(税込) (ウ) 前立腺検査：前立腺癌の早期発見のため<u>血液検査</u>で確認 1人当り3,000円(税込)</p>	

※厚生労働省より別添内容の通達が発せられておりますので、充分にご留意の上お申し込み下さい。

☆ 対象年齢は受診日で計算して下さい。

◆一般健康診断の項目◆

雇入れ時健康診断及び定期健康診断の項目は、以下のとおりです。

雇入れ時健康診断	定期健康診断
1 既往歴及び業務歴の調査	1 既往歴及び業務歴の調査
2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査	2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査	3 身長 ^(※2) 、体重、腹囲 ^(※2) 、視力及び聴力の検査
4 胸部エックス線検査	4 胸部エックス線検査 ^(※2) 及び喀痰検査 ^(※2)
5 血圧の測定	5 血圧の測定
6 貧血検査(血色素量及び赤血球数)	6 貧血検査(血色素量及び赤血球数) ^(※2)
7 肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP)	7 肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP) ^(※2)
8 血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド)	8 血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド) ^(※2)
9 血糖検査	9 血糖検査 ^(※2)
10 尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)	10 尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)
11 心電図検査	11 心電図検査 ^(※2)

※2) 定期健康診断(安衛則第44条)における健康診断の項目の省略基準

定期健康診断については、以下の健康診断項目については、それぞれの基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは省略することができます。なお、「医師が必要でないと認める」とは、自覚症状及び他覚症状、既往歴等を勘案し、医師が総合的に判断することをいいます。したがって、以下の省略基準については、年齢等により機械的に決定されるものではないことに留意して下さい。

項目	省略可能な事業者の労働者に対する健康診断の項目を省略できる者
身長	20歳以上の者
腹囲	1. 40歳未満(35歳を除く)の者 2. 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者 3. BMIが20未満である者(BMI(Body Mass Index)=体重(kg)/身長(m) ²) 4. BMIが22未満であって、自ら腹囲を測定し、その値を申告した者
胸部エックス線検査	40歳未満のうち、次のいずれにも該当しない者 1. 5歳毎の節目年齢(20歳、25歳、30歳及び35歳)の者 2. 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働いている者 3. じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている者
喀痰検査	1. 胸部エックス線検査を省略された者 2. 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者又は胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者
貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、心電図検査	35歳未満の者及び36～39歳の者

なお、特殊健康診断等については、それぞれの健診ごとに特別な健康診断項目が定められています。詳しくは都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせください。

◆健康診断実施後の事業者の具体的な取組事項◆

- 健康診断の結果の記録**
健康診断の結果は、健康診断個人票を作成し、それぞれの健康診断によって定められた期間、保存しておく必要があります。(安衛法第66条の3)
- 健康診断の結果についての医師等からの意見聴取**
健康診断の結果に基づき、健康診断の項目に異常の所見のある労働者について、労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師(歯科医師による健康診断については歯科医師)の意見を聞かなければなりません。(安衛法第66条の4)
- 健康診断実施後の措置**
上記2による医師又は歯科医師の意見を勘案し必要があると認めるときは、作業の転換、労働時間の短縮等の適切な措置を講じなければなりません。(安衛法第66条の5)
- 健康診断の結果の労働者への通知**
健康診断結果は、労働者に通知しなければなりません。(安衛法第66条の6)
- 健康診断の結果に基づく保健指導**
健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要がある労働者に対し、医師や保健師による保健指導を行うよう努めなければなりません。(安衛法第66条の7)
- 健康診断の結果の所轄労働基準監督署長への報告**
健康診断(定期のものに限る。)の結果は、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。(安衛則44条、45条、48条の健診結果報告書については、常時50人以上の労働者を使用する事業者、特殊健診の結果報告書については、健診を行った全ての事業者。)(安衛法第100条)

このリーフレットについてのご質問は、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせください。(2013.03)

労働安全衛生法に基づく 健康診断を実施しましょう ～労働者の健康確保のために～

事業者は、労働安全衛生法第66条に基づき、労働者に対して、医師による健康診断を実施しなければなりません。また、労働者は、事業者が行う健康診断を受けなければなりません。

健康診断の種類

事業者に実施が義務づけられている健康診断には、以下のものがあります。

	健康診断の種類	対象となる労働者	実施時期
一般健康診断	雇入時の健康診断(安衛則第43条)	常時使用する労働者	雇入れの際
	定期健康診断 (安衛則第44条)	常時使用する労働者(次項の特定業務従事者を除く)	1年以内ごとに1回
	特定業務従事者の健康診断(安衛則第45条)	労働安全衛生規則第13条第1項第2号 ^(※1) に掲げる業務に常時従事する労働者	左記業務への配置替えの際、6月以内ごとに1回
	海外派遣労働者の健康診断(安衛則第45条の2)	海外に6ヶ月以上派遣する労働者	海外に6ヶ月以上派遣する際、帰国後国内業務に就かせる際
	給食従業員の検便(安衛則第47条)	事業に附属する食堂または炊事場における給食の業務に従事する労働者	雇入れの際、配置替えの際

※1: 労働安全規則第13条第1項第2号に掲げる業務

- イ 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- ハ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
- ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
- ホ 異常気圧下における業務
- ヘ さく岩機、鋳打機等の使用によつて、身体に著しい振動を与える業務
- ト 重量物の取扱い等重激な業務
- チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
- リ 坑内における業務
- ヌ 深夜業を含む業務
- ル 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
- ヲ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務
- ワ 病原体によつて汚染のおそれが著しい業務
- カ その他厚生労働大臣が定める業務

また、次の有害な業務に常時従事する労働者等に対し、原則として、雇入れ時、配置替えの際及び6月以内ごとに1回(じん肺健診は管理区分に応じて1～3年以内ごとに1回)、それぞれ特別の健康診断を実施しなければなりません。

特殊健康診断	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内作業場等における有機溶剤業務に常時従事する労働者 (有機則第29条) ・鉛業務に常時従事する労働者 (鉛則第53条) ・四アルキル鉛等業務に常時従事する労働者 (四アルキル鉛則第22条) ・特定化学物質を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者及び過去に従事した在籍労働者(一部の物質に係る業務に限る) (特化則第39条) ・高圧室内業務又は潜水業務に常時従事する労働者 (高圧則第38条) ・放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入る者 (電離則第56条) ・除染等業務に常時従事する除染等業務従事者 (除染則第20条) ・石綿等の取扱い等に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に常時従事する労働者及び過去に従事したことがある在籍労働者 (石綿則第40条)
じん肺健診	<ul style="list-style-type: none"> ・常時粉じん作業に従事する労働者及び従事したことがある管理2又は管理3の労働者 (じん肺法第3条、第7～10条) <p>注: じん肺の所見があると診断された場合には、労働局に健診結果とエックス線写真を提出する必要があります。</p>
歯科医師による健康診断	<p>(歯科医師による健康診断)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務に常時従事する労働者 (安衛則第48条)

なお、VDT作業、騒音作業、重量物取扱い業務、身体に著しい振動を与える業務等の特定の業務については、それぞれ特定の項目について、健康診断を実施するよう指針・通達等が発出されています。詳細は、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせいただき、労働者の健康管理に努めましょう。



A検診用 (34才までと36才～39才の方)

(一社)東京都トラック協会城東支部 平成30年度(春)健診受診申込書

会社名

住 所

連絡先

No.	オプション	(フリガナ) 氏 名	男 女	生年月日(才)	受診日	受診番号 ((記入不要))
1		()		()		
2		()		()		
3		()		()		
4		()		()		
5		()		()		
6		()		()		
7		()		()		
8		()		()		
9		()		()		
10		()		()		
11		()		()		
12		()		()		
13		()		()		
14		()		()		
15		()		()		
16		()		()		
17		()		()		
18		()		()		
19		()		()		
20		()		()		

※本紙が不足する場合はコピーしてお申し込み下さい

※別途オプション検診を希望される方は、氏名の前のオプション欄にご希望の記号を記入して下さい

B検診用 (35才と40才以上の方)

(一社)東京都トラック協会城東支部 平成30年度(春)健診受診申込書

会社名

住 所

連絡先

No.	オプション	(フリガナ) 氏 名	男 女	生年月日(才)	受診日	受診番号 (記入不要)
1		()		()		
2		()		()		
3		()		()		
4		()		()		
5		()		()		
6		()		()		
7		()		()		
8		()		()		
9		()		()		
10		()		()		
11		()		()		
12		()		()		
13		()		()		
14		()		()		
15		()		()		
16		()		()		
17		()		()		
18		()		()		
19		()		()		
20		()		()		

※本紙が不足する場合はコピーしてお申し込み下さい

※別途オプション検診を希望される方は、氏名の前のオプション欄にご希望の記号を記入して下さい

※B検診項目:A検診項目+血液検査(9種)+心電図検査、腹囲検査